

防災基本計画修正（令和3年5月）の概要

■ 防災基本計画・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- 災害対策本部の見直し
 - ・ 特定災害対策本部の設置
 - ・ 非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更
 - ・ 災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置
- 個別避難計画の作成
 - ・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化
- 避難勧告・避難指示の一本化等
 - ・ 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し
- 広域避難に関する事項
 - ・ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
 - ・ 他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結
 - ・ 大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- 避難所における感染症対策
 - ・ 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
- 避難所開設・運営訓練の実施
 - ・ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施
- パーティション等の備蓄の促進
 - ・ マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
 - ・ 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
 - ・ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- 被災自治体への応援職員等の感染症対策
 - ・ 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
 - ・ 応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害対応業務のデジタル化の推進
- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進

- 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- 女性の視点を踏まえた防災対策の推進